



ヨハネスブルグサミット

- 2002年8月26日～9月4日
ヨハネスブルグ(南アフリカ)で開催
- 9月2日～4日は首脳級会議



内容

(1) タイプ1文書の交渉・合意

「ヨハネスブルグサミット実施計画」

アジェンダ21の実施を促進するための取組についての合意
文書

「政治宣言」

各国首脳の決意を示す文書

(2) タイプ2文書(約束文書)へのコミットメント

各国、各界関係主体による具体的なイニシアティブの提案・表
明を記載した文書

(3) サイドイベントの開催



成果物：実施計画

- 序論
- 貧困撲滅
- 持続可能でない消費・生産パターンの変更
- 経済・社会発展の基礎となる天然資源の保全と管理
- グローバル化する世界における持続可能な発展
- 健康と持続可能な発展
- 小島嶼開発途上国の持続可能な発展
- アフリカのための持続可能な発展
- 実施の手段
- 持続可能な発展のための制度的枠組み



成果物：政治宣言

- 持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言



実施計画のポイント:化学物質関連

アジェンダ21をはじめとする化学物質と有害廃棄物の適正な管理に関するコミットメントを再確認するとともに、化学物質の生産・使用が人健康及び環境にもたらす悪影響を、リスク評価の手続き、リスク管理の手続を用いて、リオ宣言第15原則に留意しつつ、2020年までに最小化することを目指すものとされた。



個別の施策

(a) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)が2003年までに発効

→ 我が国は1999年に署名。早期の締結を目指す。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)が2004年までの発効

我が国は2002年8月30日に加入

→ 早期の発効と適正な履行(国内実施計画の策定など)が課題



個別の施策

(b) 2005年までに国際化学物質管理への戦略的アプローチを更に発展させること

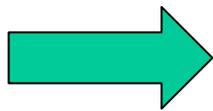


UNEP (国連環境計画) において検討



個別の施策

(c) 化学物質の分類及び表示に関する新たな世界的に調和されたシステム(GHS)を2008年までに完全に導入することを働きかけ



導入について検討





個別の施策

(d) 様々な利害関係者におけるパートナーシップの促進(普及啓発、更なる科学的データの収集と利用の促進など)



対話の増進、リスコミの促進



個別の施策

(e) 有害化学物質と有害廃棄物の国際的
不法取引の防止し及び有害廃棄物の国境を
越える移動と処分により生ずる損害の防止
のための努力

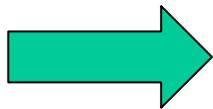


バーゼル法等による対応



個別の施策

(f) 国内におけるP R T R制度(我が国の化学物質排出移動量届出制度)のような、化学物質に関する一貫し統合された情報の取得を促すこと。



P R T Rデータの第1回公表と
その活用



個別の施策

(g) 水銀とその化合物に関するUNEPのグローバル・アセスメントなどの関係する研究をレビューすること等を通じて、人の健康と環境に害を及ぼす重金属によるリスクの軽減を促進すること



UNEPにおける検討